

平成九年法律第四百四号  
臓器の移植に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術（以下単に「移植術」という。）に使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

思は、移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

3 脳器の移植は、移植術に使用されるための臓器が人道的精神に基づいて提供されるものであることにはかんがみ、移植術を必要とする者に対して適切に行われなければならない。

4 移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（医師の責務）

第四条 医師は、臓器の移植を行うに当たっては、診療上必要な注意を払うとともに、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

（臓器の摘出）

第五条 この法律において「臓器」とは、人の心臓、肺、肝臓、腎臓その他厚生労働省令で定める内臓及び眼球をいう。

（臓器の摘出）

第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができます。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

3 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判断された者の身体をいう。

2 脳器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合であつて、その者の家族が当該判定を行つことを書面により承諾しているとき。

4 臓器の摘出に係る第二項の判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（当該判定がなされた場合に当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。）の一般に認められている医学的知見に基づいて、行わるものとする。

5 前項の規定により第二項の判定を行つた医師は、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該判定が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならない。

6 臓器の摘出に係る第二項の判定に基づいて脳死した者の身体から臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該脳死した者の身体に係る前項の書面の交付を受けなければならない。（親族への優先提供の意思表示）

（親族への優先提供の意思表示）

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。（臓器の摘出の制限）

第八条 第六条の規定により死体から臓器を摘出するに当たっては、礼意を失わないよう特に注意しなければならない。（礼意の保持）

第九条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十二条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十三条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十四条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十五条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十六条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十七条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十八条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第十九条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十一条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十二条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十三条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十四条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十五条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十六条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十七条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十八条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第二十九条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

第三十条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判斷等に関する記録を作成しなければならない。（記録の作成、保存及び閲覧）

と若しくはその提供を受けること又はそれらのあつせんをすることに關して通常必要であると認められるものは、含まれない。

(業として行う臓器のあつせんの許可)

**第十二条** 業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのあつせん（以下「業として行う臓器のあつせん」という。）をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、臓器の別ことに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。

一 営利を目的とするおそれがあると認められる者

二 業として行う臓器のあつせんに當たつて当該臓器を使用した移植術を受ける者の選択を公平かつ適正に行わないおそれがあると認められる者

(秘密保持義務)

**第十三条** 前条第一項の許可を受けた者（以下「臓器あつせん機関」という。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業として行う臓器のあつせんに関する事項を記載しなければならない。

2 臓器あつせん機関は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第十四条** 臓器あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関する事項を記載しなければならない。

2 臓器あつせん機関は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

**第十五条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつせん機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、臓器あつせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第十六条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつせん機関に対し、その業務に関し必要な指示を行うことができる。

(許可の取消し)

**第十七条** 厚生労働大臣は、臓器あつせん機関が前条の規定による指示に従わないときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

(移植医療に関する啓発等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）等に記載することができるなどとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(経過措置)

この法律の規定に基づき厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、その厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。（厚生労働省令への委任）

**第十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

**第二十条** 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

**第二十一条** 第六条第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第六条第六項の規定に違反して同条第五項の書面の交付を受けないで臓器の摘出をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第二十二条** 第十二条第一項の許可を受けないで、業として行う臓器のあつせんをした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条第一項の規定に違反した者

2 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

3 第十三条の規定に違反した者

4 第十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

5 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

**第二十四条** 法人（法人でない団体で代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十条、第二十二条及び前条（同条第一項第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第二十五条** 第二十条第一項の場合において供与を受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 附 則 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
(検討等)

**第二条** この法律による臓器の移植については、この法律の施行後二年を目指として、この法律の施行の状況を勘査し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

2 政府は、ドナーカードの普及及び臓器移植ネットワークの整備のための方策に關し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 関係行政機関は、第七条に規定する場合において同条の死体が第六条第二項の脳死した者の身

体であるときは、当該脳死した者の身体に對する刑事訴訟法第二百二十九条第一項の検視その他の

犯罪捜査に關する手続と第六条の規定による当該脳死した者の身体からの臓器の摘出との調整

を図り、犯罪捜査に關する活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるよう努め

るものとする。

(角膜及び腎臓の移植に關する法律の廢止)

**第三条** 角膜及び腎臓の移植に關する法律（昭和五十四年法律第六十三号）は、廢止する。

